

午前10時30分開会

○池田分科会長 皆様おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会保健福祉分科会を開会いたします。以降、着席にて進めさせていただきます。

本日は一般会計の歳出、3保健福祉費のうち保健所所管分と、9諸支出金のうち保健福祉部所管分、一般会計の歳入、国民健康保険事業会計の歳入・歳出、介護保険特別会計の歳入・歳出、後期高齢者医療特別会計の歳入・歳出の調査を行います。

本日も説明、質問、答弁、いずれも簡潔になるよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

調査に入る前に、昨日、保留としていました質疑の答弁をいただきたいと思います。

障害者福祉課長。

○湯浅障害者福祉課長 冒頭にお時間を頂きまして、大変申し訳ございません。昨日、決算参考書179ページ、項番4、障害者福祉事業（12）難聴者補聴器購入費助成につきまして、米田委員より、助成者41人のうち再購入は何人かというご質疑に対しまして、統計を作成しておらず、答弁することができませんでした。大変失礼いたしました。改めてご回答させていただきます。令和2年度の再購入分は2人でございます。

○池田分科会長 はい。

米田委員。

○米田委員 ありがとうございます。再購入も、5年たったらやっていただけるということで、非常に評価しております。ただ、知らない方が結構いらっしゃいますんで、その辺の対策をぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○湯浅障害者福祉課長 今年のうちに、過去の購入者の方に対しまして、年内、不具合の有無ですとか、困ったことがあるかどうか、アンケートをする予定でおります。併せてこちらのほうで再購入も可能ですということを改めて啓発したいと思います。

○池田分科会長 よろしいですか。はい。

それでは、調査に入ります。

項の4、健康衛生費の調査でございます。項の4のうち、目、健康推進費の調査です。決算参考書184ページから189ページになります。執行機関から、特に説明する事項についてお願いいたします。

○山崎地域保健課長 1目の健康推進費のうち、地域保健課より休日応急診療、新型コロナウイルス感染症における健康危機管理対策、そして歯科口腔保健の推進について、補足してご説明させていただきたいと思います。

まず、主要施策の成果については、69ページから71ページになります。決算参考書では188ページと189ページとなります。

まず、休日応急診療所及び休日調剤薬局についてでございます。主要施策の成果では69ページになります。

区は、東京2020大会が開催されることを踏まえ、大会期間中、多くの来街者があることを想定し、休日応急診療所及び休日調剤薬局の開設を、休日に加え、平日土曜の夜間においても行うことを予定しておりましたが、皆さんご存じのとおり、大会が延期になったことを受けて、例年どおり休日のみの開催となっております。また、今年度、大会は開催されましたが、無観客での開催となったことから、来街者の大幅な増加は見込まれ

ないと判断し、例年どおり休日のみの開設としております。

次に、主要施策の成果の70ページをご覧ください。健康危機管理対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めた昨年の4月、PCR検査を実施できる医療機関が不足していたことから、4月24日に九段下仮設診療所を開設し、区内医師会及び区内の病院、医療機関の協力の下、発熱症状等のある区民などを対象に、PCR検査を受けられる体制を構築いたしました。

昨年度の実績としましては、133日開設し、検査件数は860件となっております。

昨年度末には区内医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱等の風邪症状のある方に対してのPCR検査等の体制が整ったことを受け、今年4月より一旦休止にしていたところでございます。そして、これまで半年間において、PCR検査等の医療機関の体制が十分な状況と判断し、9月末をもって九段下仮設診療所を廃止するところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中、医療機関においては感染対策の徹底、新型コロナウイルス感染症以外の疾病による患者の制限、手術の制限に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の受入病院では、病床の確保など、病院経営に多大な影響が出ていることを受け、このような状況下でも区民の生命と健康を守るため、医療提供体制が維持できるよう、災害拠点病院等及び救急業務連絡会の会員病院を対象に、病床の確保数や診療・検査などの患者対応など、新型コロナウイルス感染症への関与状況を勘案して、支援を行いました。

対象病院につきましては、東京通信病院、九段坂病院、日本大学病院、三井記念病院、三楽病院、杏雲堂病院、半蔵門病院でございます。助成額は4億200万円でございます。

さらに、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し、コロナ禍の下で、安定的、持続的な診療等を行えるよう、感染対策等に係る費用としまして支援をいたしました。助成金額は1億9,880万円でございます。

また、支援させていただいた各施設より、受領書等を頂き、受け取りの確認もしております。

次に、PCR検査協力医療機関に対する助成についてです。

昨年の4月当初、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状の方に対して、区内で診療及びPCR検査を実施できる医療機関が非常に少ない、そういった中、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査を実施している医療機関に対して助成を実施しました。区内医療機関2施設に対して、助成額は合計で230万円ございました。

続きまして、熱中症予防対策についてです。同じページでございます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、不要不急の外出の自粛などが求められたことから、特に高齢者などは外出の機会が減り、運動不足とともに熱中症のリスクも高まることも考えられ、感染症予防を踏まえた熱中症予防の注意喚起を行うため、例年よりも少しだけですが、早めに高齢者に対して熱中症予防訪問を開始いたしました。延べで978人に対して訪問を行いました。

また、熱中症予防の啓発イベントである「ひと涼みカフェ」につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大及び東京2020大会の延期を受け、中止しております。

次に、主要施策の成果71ページの歯科口腔保健の推進についてです。

その中で8020の表彰についてですが、千代田区の区民歯科健診を受けていただいた方のうち、80歳代では65%以上と、多くの方が20本以上の自分の歯を保っており、8020を達成しております。そこで、さらにステップアップするために、昨年度から8020表彰に加え、90歳になっても20本以上の自分の歯を保っている9020特別表彰を始めたところでございます。

受賞者は歯科医師会からの推薦を頂いて決めており、昨年度の8020表彰では14名の方が受賞しており、9020特別表彰では3名の方でした。

ご説明は以上です。

○池田分科会長 はい。

ほかにありますか。大丈夫ですか、説明のほうは。

○松本健康推進課長 それでは、1目健康推進費のうち、健康推進課所管の主要施策事業についてご説明させていただきます。

まず、決算参考書184ページの1母子保健事業の(4)、また主要施策の成果66ページ、41番の出産・子育て支援をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、第2号補正で議決いただき、令和2年6月25日から、妊婦の感染リスク低減を目的として、1冊1万2,600円のタクシー券の配付を開始いたしました。令和2年12月末までの期限を予定しておりましたが、その後、令和3年3月31日まで延長し、現在も継続しております。

妊婦全数面談としては、ちよ・まま面談を実施しており、出産・子育てに関する不安軽減を図っておりますが、面談率は50%台にとどまっております。産後ケア事業につなげるきっかけともなる取組であり、引き続き勧奨方法の工夫を図るほか、区民がより利用しやすい面談方法の実施に向けて、検討を行ってまいります。

また、産後ケア事業の充実についても検討を行いながら、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

次に、決算参考書186ページ、生活習慣予防の(1)と(2)、そして主要施策の成果67ページ、42番の成人健診、長寿健診、特定健康診査・特定保健指導について、ご説明させていただきます。なお、特定健康診査・特定保健指導は国民健康保険事業会計の事業であり、決算参考書では、106ページ、特定健康診査・特定保健指導に掲載されております。

これらの区民健診は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えや受診期間短縮の影響もあってか、受診率がいずれも前年度から下がっております。従前から行っております受診検討の個別発送、再勧奨の通知、各種の周知により、引き続き受診勧奨を図っておりますが、今年度は新たに映像による啓発を開始いたしました。既にワクチン集団接種会場である区民ホールで放映を行っており、今後は他施設での放映やSNSによる発信も活用するなど、多くの方に閲覧してもらう環境を整えてまいります。また、各受診勧奨においては、動機づけを意識した表現を取り入れることで改善を図っております。今後も受診者数が落ち込みやすい11月から12月の実績を増やすことを目的に、各健診で個別勧奨や周知を予定しております。

最後に、決算参考書186ページの4、主要施策の成果68ページ、43番の予防接種

についてご説明させていただきます。

まず、子どもの予防接種ですが、区では予防接種法に基づく定期予防接種のほか、任意予防接種による費用助成を行っております。令和2年度は、ロタウイルスが定期接種化されるまでの間、区独自で任意予防接種の全額費用助成を実施いたしました。さらに、おたふくかぜの助成回数を1回から2回に拡大するなど、事業の拡充を図りました。経済的負担の軽減により接種率向上を図っており、併せて複雑なスケジュール管理を支援するアプリの運用や、きめ細かな周知も引き続き行うことで、適正な予防接種に努めてまいります。

次に、大人の予防接種ですが、65歳以上の区民を対象に、インフルエンザ及び肺炎球菌の定期予防接種を行い、全額費用助成を行っているほか、予防接種法上の対象とならない高齢者にも、区独自で費用の半額助成を行っております。加えて、令和3年度までの期間で風疹の追加対策が開始されており、抗体検査及び予防接種に係る費用の全額助成を行っております。

そのほか、4号補正の議決を頂き、新型コロナウイルス感染症対策として、インフルエンザとの同時流行による医療体制の逼迫を防止するため、60歳以上65歳未満の区民や妊娠中の区民等を対象に、インフルエンザ予防接種の全額費用助成を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染再拡大が引き続き懸念される中、本取組は今年度も10月1日から開始いたします。

説明は以上です。

○池田分科会長 はい。

ほかにごございますか。

○上村民泊・受動喫煙対策担当課長 健康推進費の中で、主要施策の成果に載っております事業について、説明いたします。

主要施策の成果72ページ、47、受動喫煙防止対策【拡充】でございます。決算参考書では188ページ、9受動喫煙防止対策のところです。

事業内容でございます。令和2年4月1日に健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行になったことから、新制度の周知、受動喫煙防止の普及啓発、施設管理権限者等に対する支援等を行い、受動喫煙の防止に努めております。

事業実績でございます。新制度の周知、受動喫煙防止の普及啓発といたしまして、広報紙、ホームページで行うとともに、ポスター掲示やチラシ、ポケットティッシュ等の配布を行いました。施設管理権限者等に対する支援といたしまして、相談支援窓口を設置し、法令に関する質問相談を行いました。

また、飲食店などが喫煙所を設置する際の技術的基準に関する相談につきましては、専門アドバイザーを現地に派遣し、助言いたしました。飲食店に対しましては、義務づけられている標識が掲示されているかどうか、確認するとともに、新制度の周知啓発を実施いたしました。

課題でございます。健康増進法の全面施行によりまして、原則、屋内禁煙になったこと、さらにコロナ禍による喫煙所の閉鎖が加わり、私道や駐車場など、屋外の私有地における受動喫煙の苦情が増加しております。こういった喫煙者の方々には、罰則はございませんが、健康増進法で定められた喫煙の際の配慮義務につきまして、今後丁寧説明して

まいります。引き続き、受動喫煙を生じさせることのない環境を促進してまいります。

説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 1番の(4)出産・子育て支援の③乳児家庭訪問指導と、あと①妊婦面接ですけれども、こちらのほうで、令和2年度は、ちよ・まま面談が面談率54.8%で、乳児家庭訪問の訪問率が61%で、これはもちろんコロナの影響があるんでしょうけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、妊娠期からの切れ目のない支援という意味では、行政の方も、見守っていただいている保健所の方も、見てくれているんだという安心感がやはり保護者の方もあると思うので、ぜひ訪問型だけではなくて、もちろん電話もなさっているんでしょうけれども、オンラインで面談するということはできないんでしょうか。

よそのエリア、自治体では、オンラインで訪問率が、訪問率ではないですね、オンラインで赤ちゃんの相談ですとか保護者の方のご相談とか、すごく安心していただいたというふうに、よそのエリアで出ているんですね。検討はしていただいているんでしょうか。

○松本健康推進課長 実際にウェブを使用しての面談というのは可能となっております。ただ、実績としては、まだ現在はちょっとないという状況ではございます。できることはできるということです。

以上です。

○西岡委員 オンラインでできますか、できませんか。安心感につながると思うんですけれども、無理にとはいませんが、訪問ができないのであれば、こういうこともいろいろと工夫していただかないと、と思うんですけれども、可能なんでしょうか。

○松本健康推進課長 はい。できます。そういう体制を整えております。

以上です。

○西岡委員 体制は整えているということではできるんですか。いつからやるんですか。

○松本健康推進課長 今現在でも可能ではございますが、実際に、このちよ・まま面談、対面での面談が基本的で、やはりお母さんと顔を突き合わせて、実際に見ながらの面談というのがやはり、そこはそこで有効であると考えております。そのほうが、そっちのほうがよろしいかなと思っております。ただ、こちらとしましては、委員のご指摘のとおり、ウェブのほうがご都合がいいとか、そういった方もおられると思いますので、今後積極的に活用はしていきたいと思っております。

以上です。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

○西岡委員 はい。よろしく申し上げます。

○池田分科会長 ほかにございますか。

○西岡委員 別件です。また、1の(6)不妊治療助成についてお伺いしますが、本区での支援体制として、特定不妊治療助成というか、一般不妊治療助成、不妊検査、それぞれ助成制度の今の現状を教えてくださいたいのと、助成の対象者というのが申請時に夫婦共に千代田区内に住所を有している区民ということになっていたと思うんですけれども、

これ、以前にも一般質問で私がさせていただいた際に、夫婦の働き方とか結婚スタイルの多様化によって、出産する女性自身が本区在住だけでは、助成の対象には今もなっていないんでしょか。

○松本健康推進課長 まず1点目の概要についてですが、まず不妊検査に関しましては、上限2万5,000円での助成を行っております。1回ですね。

次に、不妊治療に関してですけれども、東京都の助成に、そこにプラスして区の独自の助成を行っております、都の助成の2分の1を基本としております、助成額に関しては、ただ、上限はありまして、15万円というふうにさせていただいております。

次、2点目ですけれども、共に千代田区民でないと助成が受けられないというふうにおっしゃられておりましたが、現在、共にではなくて、どちらか一方が千代田区民であれば受けれるようになっております。

以上です。

○西岡委員 ありがとうございます。以前お伺いした際には、夫婦どちらも在住でということだったんですが、やはり夫婦間でも多様化していますので、ライフスタイルに、ニーズに合わせてやっていただいたということは大変ありがたいと思っています。ありがとうございます。

それと、今、本区として一般不妊治療の助成と不妊検査助成を切り分けて、要は一般不妊治療である人工授精から特定の不妊治療とされる体外受精にステップアップするまでの、一般不妊治療の対象の拡充とか期間の延長をすべきだと思うんですけども、今のところどうですか。

○松本健康推進課長 今のところ、期間に関しましては、特に変更してはございません。

以上です。

○西岡委員 それはどういう理由からなんでしょうか。否定するわけではなくて、どういう理由からかという、その現状をお聞きしたいです。

○松本健康推進課長 そうですね、委員ご指摘されていたことに関しましては、今ご指摘をされて、こちら側も、言っていただいた内容を調査研究していきたいと思っております。

以上です。

○西岡委員 分かりました。ぜひ、一般不妊治療の助成のほうと、不妊検査助成を切り分けていただいて、ぜひ実りある検査助成であってほしいなというふうに思っていますので、お願いします。

それと、これから国のほうでも2022年度から不妊治療に関しての保険適用をする予定です。今は自由診療によって、高額な費用によって家庭の経済的理由で治療や妊娠を諦めざるを得ない世帯があるので、それを減らす目的ですよ。減らしていただきたい。少子化にも関わってくるんでしょけれども。

一番私が懸念しているのが、保険適用となっても、ぜひ、区の助成は続けていただきたいなというふうに思っているんですね。何でかということ、3割適用となっても、助成がなくなったことによって、かえって自己負担が増える可能性があります。なので、ぜひ区として引き続きサポートは頂きたいですが、いかがお考えでしょうか。

○松本健康推進課長 その点に関しまして、今後様々な調査をしていながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○西岡委員 分かりました。検討はしていただけるということで、要は保険適用になってから、今申し上げたとおりで、かえって自己負担が増えるようでは、区としてというよりも、国としても、都としても、区としても、本当に本末転倒のことになってしまうので、お悩みの方がいらっしゃるという中で寄り添っていただきたいというふうに思いますので、ぜひそこは、保険適用になっても助成は続けていただきたいと思いますので、それ、お願いします。

それと、これも以前お願いしましたが、不妊治療に対する、いろいろと、女性も今、働き方改革と言われている中においても、4人に1人の方が仕事をお辞めになって不妊治療を続けていらっしゃるという現状なんですね。夫婦間での心のケアの取組については、今、本区では何かなさっていますでしょうか。

○松本健康推進課長 現在は、当然、地区担制で各地域を保健師が割り振られて、それで、例えば相談があった場合とかは、もちろん各地区の保健師さんが相談に乗るということで、対応はしています。

今後の話なんですけども、さらにそういった方々をどのようにフォローしていくかということ、非常に大切なことであるとは思いますが、どのようにフォローしていくのかというのは今後考えていくんですけど、周知だとか広報でそういうふうな相談事があるのであれば、保健所のほうに電話してくださいとか、周知をしていこうかなと思っております。

以上です。

○西岡委員 もう、これで最後にします。

今、去年度で体外受精で生まれた子どもって、5万7,000人もいるんですね。今、学校の1クラスで1割近くは不妊治療で生まれたお子さんがいらっしゃるということで、この時代のニーズに要は合わせたサポートを行政もしていただかなければいけないと思いますので、全体的にどういうことができるのか、丁寧な対応をしていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○松本健康推進課長 不妊治療によってご出産される方はたくさんいて、そして不妊治療によって生を受けた方もたくさんおられて、どんどん増えている、そういった現状があると。本当に全体的なことを見ながら、確かにこれから取り組んでいけないといけないというふうに認識いたしました。委員ご指摘のとおり、全体的なことを考えながら、これからの事業のことを考えていきたいと思えます。

以上です。

○西岡委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 よろしいですか。

○西岡委員 すみません。長くなりました。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。このページで行きましょうか、ページで。

○飯島委員 2健康づくりの推進の中の(2)番で、骨密度測定について伺いたいと思います。事務事業概要では87ページです。

高齢になると、ちょっとしたところでつまずいたりして骨折につながり、それが寝たきりになるという事例が非常に多いんですね。で、介護につながる、介護度が上がることに

つながっていくということが、私の周りでも非常に多く聞いています。それを防ぐためにも、骨密度測定というので自分の骨量を知っていくという、この事業というのは大事だと思います。

この事務事業概要には、「区民の健康増進を図るため」だけしか書いていないんですが、骨密度測定の役割というか、位置づけというのをもうちょっとこう、再確認というか、位置づけをアップということは、健康づくり、健康推進課としてはどうでしょうか、お考えにはならないでしょうか。

○松本健康推進課長 骨密度に関しましては、特に女性の方で骨粗鬆症の早期発見につながるということで実施しているところもあると思います。

飯島委員がおっしゃられるとおり、確かにご高齢者の骨粗鬆症も当然、もちろん防止しないとイケない。これはもう早期発見なんですけども、この骨密度測定はそういった早期発見でやっているわけなんですけども、そうですね、現在の目的も委員おっしゃられたとおりの目的でやっていますので、特に問題はないかなと思っております。目的は非常にちょっとシンプルに書かれていますが、委員おっしゃられたとおりの目的でされていると理解していただけたらと思います。

以上です。

○飯島委員 で、この事業なんですけど、91万1,653円。これは有料化で手数料収入もあると思うんですけど、この内訳について伺いたいと思います。支出の内訳。

○松本健康推進課長 支出の内訳に関しましては、細かな数字は、今、手元には持ち合わせていませんので……

○飯島委員 アバウトでいいです。

○松本健康推進課長 後でご報告させていただくことでよろしいでしょうか。

○飯島委員 はい。

○池田分科会長 後で出ますか。

○松本健康推進課長 はい。調べて。

○飯島委員 アバウトでいいんですよ。

○松本健康推進課長 あ、アバウトで。ちょっと。

○池田分科会長 休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

○池田分科会長 分科会、再開いたします。

健康推進課長、答弁をお願いいたします。

○松本健康推進課長 健康づくり支援で91万1,653円の支出が出ていますが、その中で、この内訳としまして、がん予防推進委員会の報償費も含まれていたりします。骨密度測定に関しましては、検査技師に13万2,000円で、医師に16万6,000円、そして、あと骨密度測定装置の保守委託で30万、そういった内訳で支出しております。

以上です。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 がん——この金額は骨密度測定にかかっているものだけじゃないということですよ。（発言する者あり）ああ。そう。



そうすると、骨密度測定の様子というの、コロナのときはちょっと別なんですけど、大体、月に1回、1日やりますよね。広報千代田で募集ということでやって、そのときに、やるときには検査技師、お医者さんが、そのときだけ1日来るわけですか。それで、測定器と併せてね、測定器というのは、保守とおっしゃいましたね、というのは保健所で測定器を持っているわけですか、レンタルじゃなくて。

○松本健康推進課長 まず、医師の方、あと技師の方は毎回来られるということです。そして、骨密度測定器は保健所のほうで購入しております。

以上です。

○飯島委員 それで、1回が約十五、六名の人数でやりますよね。91人、6回で割ると、1回が大体15名ぐらいで、過去も12回やったときにも199名ということなので、大体20名以内ということで、月に1回、やっている。

これ、非常に、申込みというんですかね、ちょっと時間遅くに申し込むと、もういっぱいですということが多いんですね。それで、健康に関心のある方というのはやはり自分の骨量を知って、カルシウムを多く取ろうとか、そういう努力をするために測定をしてほしいということだと思うんですね。それに対して1回ということ、月に1回、それが私はちょっと少ないんじゃないかというふうに思っているんですね。

それで、今その測定器というのは、保健所に備付けであれば、一回一回借りてくるのであれば、お金もそんなに変わらないと。変わってくるお金というのは、技師、医師の、そこはまた頼むわけだから、回数を増やせば。だから、そういうことでは、その部分は変わってくるとは思うんですね。月に2回やれば、医師と技師の派遣費用というんですかね、それは2倍になる。2回やればね。そういうふうにはなると思うんだけど、本当に僅かな金額だというのが今分かりました。

で、これを、やっぱり、骨密度測定というのを非常に位置づけてやっている、23区の中でもそういう区があるわけなんですね。そういうところは、40歳からはもう受診券というのを送って、この区は無料でやっているんですが、区内の指定医療機関に自分で予約をして受診券を持っていけば、無料で受けられるという、そういうシステムになっているんですね、この区はね。

ただ、千代田区の場合には、測定器が保健所にあるのであれば——あるわけですからね。ですから、いつもあるわけですよ。だったら、回数を増やしても、それをまた、今1回640円ですか、有料というのは、650円。640円ですよ。これを無料にするとか、あるいは低所得の方は無料にするとか、そういう、何か制約を設けてもいいんですけども、なるべく早めに、ご自分の骨量が年齢に比べて不足していると。そういう自覚を持った場合には、やはり栄養の面で考えたりとか、そういうことにもつながっていく。ひいては、介護度を上げない、高齢になったときに骨折しにくい体づくりをしていくという自覚にもなると思うんですね。

そういう意味では、骨粗鬆症の検診をもっと気軽に多くの方が受けられるように拡充すべきだと思っているわけなんです。その点で、位置づけから含めて、拡充の方向ということをご検討いただけますでしょうか。

○松本健康推進課長 高齢社会と言われて、どんどん高齢者が増えていっている現状、そういう現状があるということは認識しております。その上で、骨密度に関してご興味の

ある方がどんどん増えていっている、そういった現状もあるということもあっても、全然不思議ではないと思っております。

まず、1回から2回への回数の変更の点なんですけども、これは医師とか検査技師さんの金額だけの話だけではなくて、確保できるかというところもありまして、できますよと、すぐに言うということもなかなかできないです。はい。こちら辺はちょっと調べてみないと分からないと。

次、40歳以上で無料で受けられるところがあるとおっしゃっていましたが、千代田区は16歳以上で受けられるということで、そのお調べになられた自治体よりは先んじて、骨密度を、もっともっと若いときから知ることができると。

ただ、無料であるかと言われると、千代田区の場合は受益者負担の考え方で640円、頂いていると。生活保護の方だとか、そういった方々に無料にしてくれ、そういったご提案もありました。その点に関しましては、ちょっと今後、ご指摘を受けましたその点を、ちょっと重々こちらのほうでも考えます。それで、調査しながら、ちょっと研究していきたいと思しますので。はい。

以上です。

○飯島委員 その技師とか医師という方というのは、どういう方なんですか。ご自分のクリニックで普通は働いていてというような、そういう方なんですか。それとも、骨粗鬆症なりの、面談で栄養指導とか、血管を測ったり、血管年齢を測ったりとか、そういうこともあるから、それなりの専門の方だと思うんですけども、そこはどのようなところから派遣されているんですか。

○池田分科会長 休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○池田分科会長 分科会、再開いたします。

健康推進課長。

○松本健康推進課長 まず、医師の方は、整形外科の先生でございます。あと、検査技師の方は、半分セミリタイア、リタイアされた方で、こちらに来ていただいていると。やはり医師の方、ご自身の医療機関もありますので、回数を増やすということに関しましては、本当にご都合を聞いてみないと、ちょっと分からないという状況です。

以上です。

○飯島委員 リタイアされた方は、多分増えたほうが喜ぶと思いますよね。ですから、整形外科のクリニックをご自分でお持ちというか、働きながらという方は、それはこれから聞いてみなきゃ分からないと思うんですね。

ただ、やはり骨密度測定に対して関心が高い、また、それが早く骨量を知ることによって手当てもできる、予防もできるという点では、非常に、40代ぐらいからが、やっぱり閉経後と言われますからね、女性ホルモンが少なくなっていくということで、40代ぐらいからだんだん自分の骨量を調べていく、その経緯も見ていくというか、そこら辺のところ非常に大事だと思うんですね。そういう意味で、ぜひ、気軽に受けたいと思う方が受けられるような、そういう拡充の方向に、ぜひ検討を早く進めていただきたいということを重ねてお願いしたいと思っております。

○松本健康推進課長 飯島委員のご指摘、重々承りました。今後、言われた、ご提案していただいた内容を調査研究していきたいと思えます。

以上です。

○池田分科会長 はい。このページでいかがですか。

西岡委員。

○西岡委員 (2) 乳幼児健康診査についてなんですが、これ、いつも思うんですけども、多分、恐らく他区もそうなんですが、4歳児が検査しない理由って何なんですか。

○松本健康推進課長 最初の、生まれてから、出産後は割と間隔が短めで、検査をしていたりします。で、ある程度大きくなっていきますと、そのお子さんの力みたいなものもありますので、その点は2歳ぐらい間隔を空けてもよいのかなという判断だと思っております。

以上です。

○西岡委員 医学的根拠の下でやっていらっしゃって、区としても4歳健診というのは必要ないというふうなお考えなんですか。

○原田千代田保健所長 3歳児までは法定の、母子保健法でその健診が定められておりますので自治体で実施しておりますが、それ以降については法の定めはございません。ただ、5歳児については、就学前の確認が必要ではないかということで、この5歳児はそのために独自に実施している自治体があるということで、千代田区もその一つということでございます。

○西岡委員 分かりました。

4歳児健診を今後検討するかどうかということが1点と、それと3歳児健診の際の受診率と人数は、もちろん高いんですね。2年度でも75.2%で、実は5歳児が63名の受診者で、受診率90%って、この数字で見ると、ちょっと分かりにくい数字なんですけれども、どういうことか説明いただけますか。

○松本健康推進課長 去年度、5歳児健診は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、かなり中止をしております。ただ、1月に入りまして、今年の1月に入りまして2回ほどさせていただき、その2回に関しての、その予定していた人数に対して来ていただいた方、その出席者の出席率が90%ということでございます。

以上です。

○西岡委員 ありがとうございます。

じゃあ、それこそ、今は人数、受診者ももっと増えているということによろしいんですね、現状では。

それと、それこそコロナの影響でというのであれば、例えば、先ほど申し上げたとおりで、リモートで、オンラインで、何か今心配していることとか、何か保護者の方向けに、最後、面談できるようになっていると思うんですけども、現場では。保健所にお伺いしたときには親子で診ていただけるということで、何かそういう、保護者向けに対しての意味でもオンラインということとはできないんですか。もちろん、後日、直接ね、子どもの体を診なければいけないとは思いますが、そういうことは考えていないですか。

○松本健康推進課長 まず5歳児に、今年度に入りまして、通常の運営をしていますので、そこら辺は、また一昨年度と同様の出席者数になっております、利用者数になっており

ます。

そして、ウェブを用いた健診ですかね、基本的に健診というのは、やはり目視でお子さんを見るということがやはり大切かなと思っていますので、基本はウェブではなく、やはり実際に来ていただいて、そしてお母さんの表情だとか、あとお子さんの成長具合をしっかりと目で確かめるとというのが重要であると思っていますので、今のところウェブを利用した健診というのは、まだ想定はしておりません。ただ、今後、何かしらウェブを用いた、ICTを活用したことで何か業務が効率化できるとか、あと、利用者さん、区民の皆様の利便性が図れるというのであれば、そこは、そういったことがあるかどうかというのは考えていきたいと思っています。

以上です。

○池田分科会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○岩佐委員 健康づくりの推進の(3)心の健康づくりです。事務事業概要107ページです。こちらは、今年、令和2年度はゲートキーパー講座も中止で、いろいろな相談もかなり中止をしていたんですけども、逆に令和2年度、コロナで大変自殺率が上がっているとか報道がたくさんありまして、この減った理由というのが単にコロナで、感染症防止で減らしたのか、例えばモフカとか、いろいろな区内でもたくさん、いろんなところで分散化させて、拠点を、相談させているからというご判断なのか、ちょっと減った理由というのを教えていただけますか。

○松本健康推進課長 減った理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、人を集めるということをしてできるだけ避けるという目的で開催を中止しておりました。ただ、そうは言われましても、確かにそのコロナ、新型コロナウイルス感染症が、今、持続的にずっと感染が続いているという状況で、なかなか外にも出れない。そういったことで自殺につながるといったこともあったりします。

やはり、今でも自殺の問題というのが大切であるというのは重々認識しております。今回、今年度、ICTを活用した、活用として何かできないかということはずっと模索しておりまして、来年度は、予定なんでございますが、今まで、現在は千代田区民のみを対象にゲートキーパー講座を開かせていただいていたんですけども、昼間人口が多い千代田区で、やはり、もっともっといろんな方々にゲートキーパーとしての役割を担っていただきたいとそう考えております。そうすることによって自殺者がもっともっと減るのではないかとこのように考えておりまして、ICTを活用して、例えば企業様とか、そういった、もうちょっと広く、門戸を広げてゲートキーパーを、ICTが、ICTの特性は、やはりいろんなところとつながれるということなので、そういった特性を生かしながら、ゲートキーパー講座を来年度実施していきたいと考えております。

以上です。

○岩佐委員 自殺防止に関しては、広くゲートキーパーとかそういったことを啓発することと、本当にご相談に来ている方に、もうお一人お一人をやっぱりちゃんと、特にコロナとか、そういう非常事態のときには心が不安定になりがちな方たちに、しっかりとアプローチするということが大事だと思うんですね。

で、ちょっとこの自殺のいろんなものが決まっているにもかかわらず、そのコロナと

いうところでは縮小方向だったということは本当に残念というか、結果として、別にそんなに自殺した人は増えてないよとそういう話でもなくて、やっぱり、この何かあったときに、この自殺対策というのは本当に、この非常事態でどういう対応を取るかというのが、ここにかかっていると思うんです。逆にほかの事業で、この自殺対策を具体的にやっているところって、今、別に、特にないじゃないですか。

そうすると、その自殺の願望がある、あるかもしれないと把握しているこの機関が、どれだけ関係機関と連携をして、あ、コロナだからこういう見守りをしていきましょうねということをやっているかという話なんですけど、この体制に関しては、あまり、ちょっとこの事務事業概要から見えてこないんですけれども、どういう形でお一人お一人に見守りみたいなことをしているんでしょうか。

○松本健康推進課長 先ほども、何回も申し上げているんですけど、うちは、千代田保健所は保健師さんが地区担当制で、各地区を保健師が、担当している保健師が守っていると。そこで、何かしら心の不安とかを抱えていらっしゃる方が引っかかってくる場合がございます。あとは相談で、お電話が来たりとか、そんなことがございます。そんなときには、地区の保健師がまず最初に電話を受けまして、それから、やはりこれはちょっと、例えば医療機関につなげたほうがいいかなというときは医療機関につなげますし、あと、3か月後ぐらいにもう一回電話しないといけないかなというときはするように、そういった形でフォローをしていってございます。

以上です。

○岩佐委員 保健師さんが大変地域で頑張ってくださっていることは理解しているんですけども、今同った感じだと、その保健師さんが抱えていて、保健師さん次第で、もうちょっとこのグループでいろんな機関が、一応情報だけでも共有している状況は必要なのかなと。これ、高齢者だったら、しっかりといろんなところがつながるし、子どもでもやっぱりつながるじゃないですか。学校と児家センとか、いろいろな機関をどういうふうに巻き込んで、見守っていくかということがすごく重要になってくるので、別に、この今回の精神障害者の保護の件数が42件、この42件の方が、いきなり初めましてじゃない方も多分いると思うんですよ。もちろん、初めましてで保護された方もいっぱいいると思うんですけども、やっぱり経過をしっかりと観察してくださっている状況では、特にこういうコロナとか、そういうシチュエーションの場合には、やはりちょっと、より強化した体制を組んでいただきたいと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○松本健康推進課長 確かに、例えば高齢者の場合でしたら在宅支援課とうちなり、千代田保健所、千代田区役所であれば関わってくるだろうと。で、ほかにも生活支援課さんだとか、関わるころはあるかなと思います。もちろん、そういった関わる課がございましたら、保健所のほうで、恐らく関わるであろうという課に関しましては、こちらのほうで連絡は差し上げているという、そういったことはさせていただいております。

以上です。

○池田分科会長 このページ、ほかにございますか。

○西岡委員 2健康づくりの推進の一番下、(7)がん患者のウィッグ等購入費助成なんですけど、昨日も出ましたが、理美容関係の方がこれはサポートしていらっしゃるのかどうか。あと、これ、年齢等は、何か助成の範囲って、対象は決まっているんですか。

○池田分科会長 休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

健康推進課長。

○松本健康推進課長 年齢要件というのはございません。治療中であればということです。で、理美容関係のお話なんですけれども、うちの助成は、あくまで購入されたものに対しての助成ということですので、上限3万円で、はい。ですから、理美容に関しては特にはございません。

以上です。

○西岡委員 分かりました。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか、このページで。よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 健康づくりの推進の(6)骨髄移植ドナー支援事業について、ちょっと聞かせてください。

これは、平成30年から過去1件で、令和2年度、ゼロとなっています。どのような推進をしているか、基本的に、聞かせてください。

○山崎地域保健課長 この骨髄移植ドナーの支援事業としましては、本人への金銭の2万円掛ける7日間の事業と、あと、その働いている事業所に対しての支援でございます。こちらのほうも、勤務する事業所に対して1万円で、上限7日間ということでございます。

○米田委員 それは条件ですよね。で、どういった広報活動みたいな形を行っていますか。

○山崎地域保健課長 周知というところでは、ホームページと、あとは広報のほうにも載せていただきながら、周知のほうをさせていただいているところでございます。あと、チラシ等々を保健所のほうで置いたり、そういったことをさせていただいております。

○米田委員 それはやっていらっしゃるんですけど、なかなかこれ、皆さん、知らないという意見が結構多いんですよね。で、広報する中で、この条件的にはほかのところも比べても遜色なく、同じことだと思うんですけど、広報の仕方として、不安なきようにやってあげてほしいんですよね。例えば、日本で骨髄ドナーをやった場合は、死亡例はないとか、そういったこととか、あとは、C型肝炎になった方はいらっしゃるんですけど、それは、今、社会に復帰しているとか、そういったことも含めて、本人もそうなんですけど、千代田区に働いていらっしゃる企業の方にもしっかり周知していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○山崎地域保健課長 これは、うちのほうでは、その骨髄移植のドナーへの支援事業の周知としては、地域保健課のほうでやっておりまして、もう一つ、多分骨髄移植のドナー、ドナー登録ですね、登録のほうの周知というものかなとも思っております。そこに関しましては、地域振興のほうで、例えば献血の際にとか、そういうふうな周知をしているというふうに聞いております。できるだけ我々のほうも、それも含めて、この支援事業と

一緒に、できる範囲で周知のほうを考えていきたいと思っております。

○池田分科会長 ほかにございますか。

○岩佐委員 健康づくりの推進の(4)栄養・食育事業です。その、大したことじゃないんですけど。

いつもこれ、集団——集団指導、今年度はやってないんですけども、集団指導が大体ビーバー教室かアレルギー講演会という形で、大体毎年同じところで同じやり方をされているということで、食育・栄養ということで、一番、ちょっと今、いろいろ問題になっていると思うのが、中高生とかのちょっと過度なダイエットとか、やっぱり、ちょっとそういった、一番食事に自覚が出てくる年齢で、どうしても偏った食生活、孤食の問題もあるので、ちょっと子どもといっても中高生ぐらいの世代で、やっぱりこういう食育ということをしっかりやっていっていただきたいと思うんですね。

で、個別の相談というのは意識が高い人がやるパターンが多いと思うんですけども、一番、やっぱり食育というのは、本当に無意識に、食べちゃう、私も人のことは言えないんですけども、そういうところに、塩分なり、いろんな添加物なり、体によくないよということを、そういったことを伝えていくには、やっぱり、ちょっと成長過程にある世代にしっかりと、ちょっとスポットを当ててやっていっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○松本健康推進課長 岩佐委員がご心配になっていること、はい、理解いたしました。中高生の過度なダイエットに対して、ちゃんと食事のバランスを取りなさいよとか、そういったことを啓発するということに関しましては、こちらの方で、保健所のほうで、ホームページなりを使って、ちょっと検討してみたいと思います。

以上です。

○池田分科会長 よろしいですか。

○岩佐委員 いいです。

○池田分科会長 西岡委員長。

○西岡委員 同じところなんですけれども、私は、事務事業概要の119ページのイのところの特定給食施設指導のところ、目的が、「国民の栄養の改善、健康の増進を図るため」と。で、こう、続きまして「栄養管理の実施について、必要な指導及び助言を行う」とあるんですが、これ、実は以前、地域文教委員会の際に池田委員から説明があって、私もちょっと驚いたことがあったんですが、今、学校・園で牛肉のメニューが出ていないということで、これ、理由を地域文教委員会の際に聞いた際に、狂牛病が影響していたとも。相当前ですよ。もう何十年も前の話で、今、それで、豚肉、鶏肉は出すけれども、その狂牛病の影響があるからということで、そのメニューの改善をずっとしてこなかったと。で、これ、今どうなっているのか、どういう指導が行われているのか、牛肉は今後メニューに加わるのか、それをお聞きしたいです。えっ。(発言する者あり)

○原田千代田保健所長 特定給食施設指導に関しましては、基本的には、給食施設の栄養バランスと申しますか、何カロリー、たんぱく質何グラム、そういったことについて、献立から厳しく栄養士が管理しているところなんですけど、恐らく、この牛肉か豚肉かというところまでは私どもは関知していないので、しかも給食となると、恐らく教育委員会のほうで、かなりきちんとご覧になっていらっしゃるのではないかとというふうに思いまし

て。はい。

あの、私ども、ちょっと、伺ってみることは可能かと思いますが。

○池田分科会長 ちょっと休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

保健所長。

○原田千代田保健所長 学校給食に関しましては、私ども栄養バランス、先ほど申しましたように総カロリーを、年齢に応じた総カロリー量でありますとかたんぱく質量、脂質量、そういったことについては、かなりきちんとした指導をさせていただいております。

ただ、その素材についてまで、牛肉なのか、鶏肉なのか、豚肉なのか、お魚なのか、それを指導しているわけではございませんので、今のような、あまりにもバランスが取れてないというご指摘があれば、学校のほう、給食のほうとちょっとご相談してみるということになろうかと思えます。

○池田分科会長 よろしいですか、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、このページを終わります。

続いて、186ページのところに行きます。質疑はありますか。

どうぞ。

○長谷川委員 186、187ページの予防接種の(2)大人の予防接種の③風しんのところですか。これは、令和元年からですかね、クーポン券を配付して、抗体検査、抗体のない方は接種を推進している事業だと思っておりますけれども、この事業を見ると、やっぱり検査率が低くて、今年度を時限的措置としてということで、令和4年3月31日まで、今年度末までということなので、これを、接種率が上がるように、何か工夫はされたかどうかのところをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本健康推進課長 委員ご指摘のとおり、抗体の検査率だとかそういったものが、あまり芳しくないという状況でございます。

まず、11月5日号の広報紙に、この風しん第5期の定期予防接種の掲載を予定しております。それで、まだこれは未定なんですけども、なかなかコロナ禍で、この風しん第5期が、皆様の脳裏からかすんでしまったというのもありますので、国は、来年度、この事業を継続する予定だと、何か動きになっているみたいです。ただ、これはあくまでも予定なので、どうなるか分かりませんが。

以上でございます。

○長谷川委員 継続ということでちょっと安心しましたけども、早く進めなくちゃいけないことかなと思うので、できるだけ検査を受けていただけるような工夫をしていただきたいと思います。お願いします。

○松本健康推進課長 国の動向を注視しながら、保健所のほうも、この点は検討していきたいと思っておりますので。

以上です。



○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 すみません、今日は何度も。ちょっと前半だけですので、ご勘弁いただけたらと思います。すみません、何度も挙手させていただきまして。

4予防接種の(1)子どもの予防接種の件で、日本脳炎で、今、4歳・9歳になる方に関して、日本脳炎1期追加と2期の予診票の発送を控えていると。で、それは令和3年1月から令和4年3月末まで、ワクチンの供給量が不足しているという理由なんですけれども、これ、見込みというのが今お分かりでしょうか。

○松本健康推進課長 見込みといいますか、供給量がいつ戻るかということの趣旨でしょうか。供給量が戻るののいつかということに関しましては、今年の12月に供給量が通常に戻ってくるという情報は得ております。

以上です。

○西岡委員 これ、接種間隔が、その開いてしまうことによって、ワクチンの効果に影響はないというふうに案内があるんですけども、要は、この予診票を送っていないということなので、保護者の方が、ちょっとご心配の方もいらっしゃるんですね。で、供給量が、じゃあ12月には見込まれるということであれば、予診票は、じゃあいつ発送なさいますか。4歳・9歳に向けてですよね。

○池田分科会長 休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時45分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

どうぞ。

○松本健康推進課長 日本脳炎ワクチンに関しましては、接種間隔はもちろん重要なんですけれども、ただ、例えば1回打って、それから1年後にもう一回打つ、そして、また1年後にもう一回打つ、そういった間隔でも十分抗体がつくとされています。ですから、そういった、とにかく3回打つというのが非常に重要なワクチンでございますので、今回、供給量がなくなって、少し、予診票を送付するのを今ストップしている状況ですけれども、特に大きな問題はないというふうに考えております。

以上です。

○池田分科会長 よろしいですか。

西岡委員。

○西岡委員 これで最後なんですけれども、なるべく早く予診票のほうも、要は在庫ができれば、予診票を送っていただきたいと思うのと、4歳の方で、要は、まだ日本脳炎の1期の初回を接種していない方という分、その方たちの在庫量はまだあるんですか。その確保はしていますか。1期で、1期目。

○池田分科会長 休憩します。

午前11時46分休憩

午後 1時30分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

休憩前の答弁のほうからお願いいたします。

健康推進課長。

○松本健康推進課長 すみません、答弁の前に、ちょっと修正を、1か所したいです。

○池田分科会長 はい。

○松本健康推進課長 決算参考書の187ページで、3生活習慣予防の(3)がん検診なんですけれども、③大腸がん検診と④子宮がん検診の、その補足説明の、すみません、③大腸がん検診の下に「20歳以上の偶数年齢の女性」、④子宮がん検診には「40歳以上の偶数年齢の女性」というふうに記載されているんですけども、大腸がん検診のほうが40歳以上の方ですね、(発言する者あり)40歳以上の方で、子宮がん検診のほうが「20歳以上の偶数年齢の女性」というふうに修正をよろしくお願いいたします。

はい。それでは、答弁のほうを続けたいと思います。午前中にお答えできなかった西岡委員のご質問に答えたいと思います。

日本脳炎ワクチンなんですけれども、ただいま供給が、供給量がなくて、現在、区のほうとしては1回目の、1期の1回目と2回目の予診票は送付しています。ただ、1期の3回目と2期ですね、その後半のほうの2回に関しては、送付はしておりません。まず、やはり最初に免疫をつけるために、ちょっとでも免疫を先につけておいたほうがいいということで、誰でも、何も打っていないお子さんに関しては優先的に打つように、予診票は送付しております。

そして、現在、供給量がなかなか増えていない状況でございますが、供給量が増えきましたら、当然、国のほうは、そういった、早く打たないといけない、打つべき方々に供給は回すというふうに考えておりますので、その点、ご心配は要らないと思っております。

以上です。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 ご説明いただき、ありがとうございます。

何も突拍子のない質問をしたわけじゃなくて、日本脳炎についての、この1期追加、2期の予診票の発送の差し控えのお知らせというのが、対象となるお子さん宛てにはがきで届いています。それは千代田保健所の健康推進課から届いていますので、その確認だったんですね。で、恐らくほかのワクチンとは違って、こうやって丁寧にはがきが送られてきているわけですから、区民の、その対象の保護者の方に、今こうやってワクチンが供給されていない、足りていない状況でも安心できるように答弁をお願いした次第です。今後のためにも、その安心感を頂くためにも、在庫の把握というのはいずれお願いしたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。あと、予診票の早期発送もよろしく申し上げます。

○松本健康推進課長 在庫なんですけれども、そこら辺は、動向といたしますか、流通の、流通量に関しましては、国のほうの通知等を含めて、こちらのほうも注視してまいりたいと思います。

あと、もう一点は何でしたっけ。(「予診票」と呼ぶ者あり)

予診票の送付に関しまして、こちらのほうも国の流通量の動向を踏まえ、そしてまた、国のほうの通知も来ますので、そういった動向を踏まえながら、送付させていただきたいと思っております。

以上です。

○西岡委員 ありがとうございました。

○池田分科会長 よろしいですか。

○西岡委員 はい。

○池田分科会長 米田委員。

○米田委員 同じ予防接種なんですけど、子どもの予防接種、うちはしっかり取り組んでいただいて9割を超えていると、令和2年度。評価したいと思っています。ただ、やっぱり打てていない1割の方がいらっしゃいます。希望で、どうしても受けたくないという方は、それはもう仕方がないと思うんですけど、残りの方、コロナとか、そういった関係で控えている方、こういった方のアプローチはどのように考えているんでしょうか。

○松本健康推進課長 今、ナッジ理論というものがございまして、受診勧奨方法の中で、こういったやり方であると人々は受診につながりやすいという方法がございまして。そういったものを使いながら、今後、さらなる受診率の向上を目指して頑張りたいと思います。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。接種期間は決まっていますんで、そういったこと、漏れないように、しっかりと、さらに今後取り組んでいただきたいと思います。

○松本健康推進課長 はい、頑張らせていただきます。

以上です。

○池田分科会長 ほかにございますか。

関連で。西岡委員。

○西岡委員 本当に、なるべくこれを最後にしたいんですが。

今の件で、たしか私も一般質問で、予防接種、そのワクチン接種の際に、こういうコロナ禍で受診控えが起きていると。なので、当時ご答弁いただいた中では2年間、予診票を延長しますというような答弁を頂きました。それは引き続き継続されていますか。

○松本健康推進課長 はい。その有効期間が延長されている方は、そのまま引き続き延長になっております。

○西岡委員 2年間。

○松本健康推進課長 はい、2年間です。

○池田分科会長 はい。

ほか、どうぞ、このページ。

○飯島委員 がん検診の中の④子宮頸がん検診、質問したいと思います。事務事業概要は96、97ページです。受診率が、自己負担がなくなってから僅かに伸びています。28.7%にまで受診率が上がりました。

ただ、これ、欧米に比べると、非常に受診率が低いんですね。欧米は、もう70%とか80%とか、そうになっている。早く、もう早期発見ということが本当に大事な、また、できるがんなので、こういうことで命を落とすようなことにならないようにしたいと思います。で、ワクチンについて、今、該当の年齢の方に、この前、常任委員会で説明があったチラシが送られてきて、効果とリスクと両論併記ということなので、どちらにしようかと迷っている方も非常に多いと聞いています。

それで、その中で、ワクチンを打ったとしても、がん検診は必要だということで、この

前の、その送られたペーパーにも書いてあります、二十歳になったら受けましようみたいなことは一応コラムで書いてはあるんですね。で、二十歳になった方については、受診票というか、そういうものが送られると思うんですけども、特に強調して、何か1枚別にして、本当に早期発見が大事ながんなんですよということで、検診を受ける、促進する、そういうものは特にどのようにやられているのか、伺いたいと思います。

○松本健康推進課長 まず、飯島委員のご指摘は子宮がん検診の件だと思うんですけども、当課は5がん、肺がん、胃がんとか大腸がん、ほかのトータルのがんを扱って、今、5がんなんですけれども。

それで、全体のまず話なんですけれども、今回、私どものほうで、先ほど米田委員からのご質問で、お答えの中でナッジ理論というのがあったと思うんですけども、今年はそのナッジ理論をかなり取り入れて、それでがん検診そのものも、あ、区民健診ですかね、区民健診の、ナッジ理論を用いた文章の構成を考えて、それで皆様に働きかけを行っています。区民健診の中にがん検診も入っていますので、そういった意味で、トータルで、まず、がん検診の受診率を上げようというふうに頑張っております。その中で、ご指摘のとおり、HPVワクチンを受けたからといって、子宮がん検診をおろそかにしていいのかという話がございます。本当におっしゃられるとおりだと思います。

今、先ほどご指摘あったとおり、1枚別にして、何か、ちゃんと受けてもらうようにしてもらったらどうかというご提案なんですけど、そこは、はい、検討してまいりたいと思いますので。

以上です。

○飯島委員 この受診率、事務事業概要のほうの受診率を見ると、20代の方の受診率というのが低いんですね。それで、逆に結果のほうを見ると、要精密検査という率は高いんですね、20代、30代というところは。特に、やっぱり20代のところできちっとそのことを定着させるということが、その後にも重要だと思うんですね。特別にということちょっと申し上げましたけれども、本当に防げるがんなので、そのところはきちっと実行に移していただきたいというふうに思います。

○松本健康推進課長 ご指摘、重々承りました。20代の方が多い、はい、データ上もそうっております。で、先ほども私、答弁しましたとおり、やはり大切なことだと思います。検診をきちり受ける。ワクチンを受けたからといって、がん検診を受けなくていいというわけではないと思いますので、そういった周知といいますか、がん検診をきちり受けましようということに関しては、チラシを作るなりなんなり、ちょっと検討しまして、実行していきたいと思います。

以上です。

○飯島委員 お願いします。

○池田分科会長 ほか、よろしいですか。

○岩佐委員 関連で。

○池田分科会長 関連で、岩佐委員。

○岩佐委員 20代から、若い世代から受けなければいけない検診ということで、今、検診、書類全て郵送で頂いていると思うんですけども、区のほうでセグメント配信というのをLINEで始めていて、コロナワクチンなんかは、受診票、接種券は郵送で来ま

したけれども、情報とか予約というのは全部、まあ、あれはもともと出来上がっているものを活用したものでしたけれども、活用しましたよね。ということで、情報発信だけでもしっかりと、ほかの若い世代がアクセスしやすいような、キャッチしやすいような情報発信というのはご検討できないものでしょうか。

○池田分科会長 休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時43分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

健康推進課長。

○松本健康推進課長 LINEを用いたものなんですけれども、現在、区民健診ですね、動画を撮りまして、集団接種会場でも流しているとお答えしています、朝に、午前中に。そして、SNSを使った周知も考えておりますので、そこら辺も検討していきます。

以上です。

○池田分科会長 よろしいですか。

長谷川委員。

○長谷川委員 決算参考書の186、187の(2)大人の予防接種の①高齢者インフルエンザ定期予防接種のところです。

これ、コロナ禍で、たしか60歳から、去年、接種券が配付されていたかと思うんですけど、違いましたっけ。で、これ、去年のところを見ると65歳以上の数字になっているんですけども、ここは入っていないということでしょうか。

○松本健康推進課長 すみません。ちょっと質問を伺いたいんですけど。

○長谷川委員 この事務事業概要の143だと、令和2年度のところの60歳以上というのと、あと、Bの対象の60歳から65歳未満のところの数字で載っているんですけど、たしか接種券が60歳以上で配られていたような気がするんですけど、違いましたか。

○松本健康推進課長 すみません、はい、60歳以上でお配りしているのは、特別対策インフルエンザの予診票かなと思います。

○長谷川委員 あ、これとは違うんですか。

○松本健康推進課長 はい。

○長谷川委員 あ、そうなんですか。ごめんなさい。ありがとうございます。

じゃあ、これとは別に、特別対策ということで、60歳以上のところが。で、昨年度それで配付されていましたが、まだコロナ禍があって、今年度とかも同じように接種券が配布されるということでしょうか。

○松本健康推進課長 特別対策インフルエンザに関しましては、去年は11月よりもちょっと遅かったと思うんですけど、今年は、今回は10月1日から予診票が配られます。

以上です。

○長谷川委員 特別対策というのはどこに入るんですか。ごめんなさい。

ごめんなさい、大人の予防接種でなくて、それで言うと、どこにこれは入るんでしょうか。何ページになりますか。

○池田分科会長 休憩します。

午後1時47分休憩

午後1時48分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

健康推進課長。

○松本健康推進課長 特別対策インフルエンザでございますが、これは事務事業概要の146ページと147ページに記載されております。で、今年度に関しましては、10月1日のほうから、1日から予診票を送付することになっております。

以上です。

○長谷川委員 ありがとうございます。どうも、すみません。

○池田分科会長 よろしいですか。

○長谷川委員 はい。

○池田分科会長 はい。

このページ、ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、次のページに行きます。

188ページ、2の公害保健費の前まで、質疑を受けます。

○飯島委員 9の受動喫煙防止対策です。私は、これとセットで、もっと力を入れなきゃいけないのは、禁煙のアピールを、保健所としてはもっともっと行うべきではないかなというふうに思っています。そうしないと、本当にこの受動喫煙防止のための、所管は違いますけれども、経費が膨らむというかね、そういうことになっていくので、これは元をきちっと解決しなきゃいけないんじゃないかと。その意味では、ちょっとこの決算書には載っていないんですが、事務事業概要72ページの千代田区禁煙支援薬局、ここのところがやっぱり禁煙に対しての唯一の施策かなというふうに思っています。ですよ。

それで、事務事業概要73ページには、平成30年度が17か所だったのが、令和2年度は21か所に増えていて、相談件数は、まあ変わらないという感じですけども、この支援薬局が果たしている役割というのは、お医者さんを紹介するという、そこは以前と変わらないんでしょうか。

○池田分科会長 休憩します。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

○松本健康推進課長 この禁煙支援薬局さんの役割としましては、相談があれば相談に乗るということです。で、その相談の中で、禁煙外来に行きたいとか、そういったご要望があれば、当然その薬局さんのスタッフの方がその相談に乗って紹介をすると、そういうことになっております。

以上です。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 この相談というのは、やはり、非常に効果があるものなんですか。相談された方というのは大体禁煙につながっているんでしょうか。

○松本健康推進課長 相談に乗られた方がその後どうなったのかというのは、ずっと、

その薬局のスタッフさんも、そこを把握しているわけではないので、どうなったかというのは残念ながら、ちょっと分かりません。

以上です。

○飯島委員 千代田保健所の姿勢としては、やはり、今までたばこを吸っていた方にもやめてほしいとあっていらっしゃるんですか、思っていないんですか。

○松本健康推進課長 当然、健康推進課としては、当然たばこは肺がんのリスクを高めるということはエビデンスに基づくものであるというふうに認識しております。ですから、当然おたばこはやめていただくほうがよろしいかなと、健康推進課としては認識しております。

以上です。

○飯島委員 だったら、もっともっとね、そういうアピールを強めるべきじゃないかなというふうに私は思っているんですね。その期待に、あんまり応えられていないような気が私はしています。東京都の医師会さんなんか、やっぱりいろんな角度からたばこはだめですよ。むしろ、そのニコチンの依存症だということで、病気の一つとして捉えていて、電子たばこというの、あれもニコチンが、血中濃度がすごく高くなるということで、むしろ、やめようと思って、新型たばこ、あれを使うというのは逆効果になるというようなことを言われているんですね。

そういう中では、やはり保健所として、禁煙のほうがいい、体にいいというふうに思っているらっしゃるんだったら、もっともっと、たばこをやめていただくような、いただけるような何か方策を、もっと大きく打ち出していいのではないかなと私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

○原田千代田保健所長 飯島委員ご指摘のとおり、いわゆる喫煙は、実はがんのリスクファクターというだけではなくて、もちろん新型コロナについても、決して、この、いい影響は及ぼさないということが分かっておりますので、今、健康推進課では、施策としてはこういったものでございますけれども、受動喫煙防止対策のほうでも、同時に禁煙についての様々なアピールをしております、今回も、禁煙週間、そういったときに様々な広報活動、不十分だったのかもしれませんが、取り組んでおります。今後とも、この禁煙対策というのは、健康施策としては大きなものでございますので、できる限り取り組んでいきたいと思っております。

○飯島委員 本当に、もっと大きなことだということで取り組んでいただきたいんですね。嗜好品だからというような、そういうような見方もまだまだあるようなんですけども、そうではなくて、もう依存症というふうに、医師会なんかそういうふうに言っているわけなんでね。そこら辺の角度からのアピールを、ぜひぜひやっていただきたいというふうに思いますんで、さっきの答弁でいいんですけども、強くそれを実行していただきたいというふうに思います。

○池田分科会長 今の飯島委員の指摘のところなんですけれども、恐らくこれ、生活衛生課のほうでも、この主要施策の成果で取り上げているところと重なるところだと思うので、担当のほうの課長からも、今、再度説明ではなく答弁のほうで、今後のことも含めた周知の仕方とかPRの仕方とかがありましたら、お示しいただきたいんですけども。

○上村民泊・受動喫煙対策担当課長 私どものほうといたしましては、受動喫煙という

立場から、たばこをどうしてもやめられない方、お吸いになる方に関しましては、健康増進法等のルールがあります。で、そういったルールに基づいて、例えば、屋外であっても、ここは規制はかかっていませんけれど、周りの方に迷惑をかけないように、配慮した吸い方をしてくださいということで、アピールしているところでございます。

○池田分科会長 はい。

ほかにごありますか。

○西岡委員 188ページです。

○池田分科会長 188。

○西岡委員 と、189。

○池田分科会長 と、189ですね。

○西岡委員 はい。了解しました。

○池田分科会長 5番から11番です。

○西岡委員 はい。8番の歯科健診(2)に該当するのかな、歯科保健の推進ということで、現在、保育園等で、要は歯磨きを、乳幼児は別ですけども、お子さんにしていращる園としていない園があって、で、もちろん地域文教に関わる面は省きますけれども、こういう、何か、歯の健康推進というのであれば、小さい頃から、幼い頃からこういう取組にもうちょっと頑張っていたきたいなと思うんですが、何かアプローチということは、保健所のほうからしていませんか。

○松本健康推進課長 健康教育ということで、事務事業概要の128ページをご参照していただけたらと思うんですけども、イの健康教育ですね、歯磨き教室や歯科健康教室ですね。その他集団指導等を行っており、小さいうちからの歯の健康に関しては、保護者に対してですけども、こういうふうにしてくださいという感じで、指導はしているという状況でございます。

○西岡委員 ありがとうございます。知っています。ピーバー教室等、いろいろやっしていращるのは分かるんですけど、保育園において、例えば2歳から歯磨きをしている園としていないところがあって、それはもちろん園によって違うし、地域文教にも関わるんでしょうけれども。その、うーん、何でしょうね、例えば医師会と連携をして、出張で何か定期的に行っていただくとか、または、何か保健所からの、園に対してのアプローチといますか、要は、ばらつきがあるんですよね、園によって。で、要は同じ、同年代のお子さんでも、ここの園では歯磨きをしている、いや、ここの園では歯磨きをしていないよというところがあるんです。なので、保健所としてこういうふうに捉えていますというようなアプローチはしませんかということで聞いています。

○池田分科会長 休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時02分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

保健所長。

○原田千代田保健所長 幼児からの歯科保健というのは、非常に重要だというふうに認識をしておりますので、できる限りそういったところにも、その歯科保健の啓発、歯磨き等の歯科保健の啓発について、保健所からも、子ども部と連携しながらお声をかけていき



たいと思っております。

○池田分科会長 よろしく願いいたします。よろしいですか。

○西岡委員 はい。ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。

○飯島委員 はい。簡単なこと。

○池田分科会長 はい、飯島委員。

○飯島委員 5の感染症予防のことなんですが。新型コロナウイルスのPCR検査のことなんですが、保育園で陽性の方が出た場合に、PCR検査をどの範囲までやるかということ、その後のことについて、非常に大きな影響があると思うんですね。

それで、以前、その陽性の方、お子さんが出ても、あんまりPCR検査というのが広く周りでやられなかったというお話を伺ったことがあるんですが、現在はどうなっていますでしょうか。

○松本健康推進課長 現在は、もちろん積極的疫学調査——積極的に、まあ、疫学調査をするということは全然変わってはいないんですけども。それで、まず陽性者が出て、その周りの濃厚接触者を、とても濃密に、濃厚に接触された方を絞り込みますけども、ただ、幼稚園とか保育園とか、お子さんに関しましては、非常に行動範囲も、行動するときにマスクをしないと、いろいろな問題があります。で、そういったことを鑑みまして、少々濃厚接触者でなくても、広めに検査をするようにしております。

以上です。

○飯島委員 これから冬場に向かって、また、波がちょっと高くなるんじゃないかみたいな、そういう見方をされている方も、意見もありますしね。やっぱり小さいお子さんほど、やっぱり、さっきおっしゃったようにマスクをしていないとか、そういうこともあるわけで、小学校のお子さんよりも、小さいお子さんのほうが、もっとやっぱりより広く、検査をしていただきたいというふうに思うんですね。

で、今後もそのような幅広い検査というのは続けていかれるということでよろしいんでしょうか。

○松本健康推進課長 はい。今後もそういったことは続けていきたいと思えます。

以上です。

○飯島委員 結構です。

○池田分科会長 はい。

ほか、どうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、目の1、健康推進費を終わります。

続いて、目の2、公害保健費についてです。決算参考書188ページから191ページです。公害保健費について、執行機関からの説明はありますか。

○山崎地域保健課長 特にありません。

○池田分科会長 はい。

それでは、委員からの質疑を受けます。（発言する者あり）

○飯島委員 すみません。生活衛生費でよろしいんですね。

○池田分科会長 いや、まだそこは行っていません。

○飯島委員 えっ。

○池田分科会長 公害保健費です。

○飯島委員 あ、ここだけ。あ、失礼しました。

○池田分科会長 はい。目でやっていますので。

○飯島委員 はい、失礼しました。（発言する者あり）先走っちゃって。

○池田分科会長 はい。

公害保健費についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、目の2、公害保健費を終わります。

次に、目の3、生活衛生費についてです。決算参考書190ページから193ページでございます。生活衛生費について、執行機関から説明はありますか。

○市川生活衛生課長 それでは、生活衛生費の1ねずみ・衛生害虫駆除について、説明いたします。主要施策の成果の73ページ、決算参考書は191ページです。

近年、ねずみ関連の苦情や相談が増加しております。本事業は、衛生的な環境を確保するために実施している事業です。で、主な実施事業は4点ございました。1点目は、ねずみ生息調査の実施です。ねずみの相談が複数寄せられた区内3地域について、ねずみの生息状況、ねずみの餌となるごみ出し状況の調査を実施いたしました。で、調査結果は3地域の町会に情報提供し、ねずみ対策の支援を実施したところです。

2点目は、ねずみ対策の普及啓発として、ねずみの駆除と対策を記載したクリアファイルを500部作成いたしました。作成したファイルは、今年度、各町会に配布しております。

3点目は、飲食店への防鼠リーフレット、ねずみを防ぐリーフレットの配布です。ねずみ被害の増加原因として、飲食店から出る生ごみの関与が考えられた地域の飲食店92店舗に対して、飲食店が留意すべき事項を記載したリーフレットを配布いたしました。

最後に、4点目は殺鼠剤の配布です。年末の12月に、町会を通じて防鼠対策と薬剤の効果的な使用方法を記載したリーフレットと殺鼠剤を、4,382個配布いたしました。

次に、本事業の執行率ですが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店等の休業や時間短縮が続いた関係で、執行率が43.2%となっております。で、その結果、新型コロナウイルスの影響によって、大規模なねずみ生息調査を必要とする相談数が、当初の想定より少なくなったということが原因となっております。

今後の方針ですが、ねずみを減らすためには、区民や飲食店事業者と連携して防鼠対策をしていくことが不可欠です。区民及び事業者と協力しながら、出張所、清掃事務所などの関連部署と情報共有しながら、効果的なねずみ対策を推進してまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。

はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○飯島委員 2の保健衛生検査に当たるんだと思うんですが、ここの項目には出ていない

んですけれども、検討していただきたいということで、ちょっと言いたいと思います。

というのは、電磁波の問題が、なかなか今、WHOなんかでも、何ていうんでしょう、一つの学説というふうになっていないようなんですが、電磁波によって非常に影響を受けているという過敏症の方、そういう声も時々聞くんですね。人口の3～5.6%ぐらいは過敏症がいるんじゃないかというふうに言われているんです。で、携帯電話の基地局のそばだとか、そういうところでも、また電磁波の影響というのは大きいんじゃないか。発達障害もそれに影響されているんじゃないかみたいな、そういういろんな学説があります。

そういった中で、家庭の中でも、電磁波、本当に、その中で囲まれて生活しているわけなんですけれども、それを測定する、貸出しをしているNPOなんかもあるんですね。で、それを保健所でもって貸出し——測定するしても、低周波と高周波とか、それに適用した測定器でないと、きちんと測れないということがあって、精密な、きちんとした測定器というのはかなり高額ということもあるので、測定器を保健所でもって、それを貸出しをするような、そういう検討というのはいかがでしょうか。

○原田千代田保健所長 電磁波過敏症につきましては、以前からこれに苦しめる方がいらっしゃるということは、私ども存じ上げております。しかしながら、これは、国あるいは世界的にも様々な研究がされておりますが、明らかな関連性というものが科学的には明確にされておられません。ですので、行政と、保健所としてこれを積極的に測定というそういったことは、もう少しこの結果を待ちたいかなというふうに考えております。

○飯島委員 結果を待っていると、非常に手後れになるということもあるわけなんです。それで、早めにそういうことを心配されている方が測って、あ、やっぱりこれは危険だということで、自己防衛にすぎないと思うんですけれども、子どもたちに携帯電話をあんまり使わせないだとか、この防御というか、そういうことにつながっていくと思うんですね。そういう意味で、今、いろんな学説があって、必ずしも因果関係ということが認められていないという状況の中ではありますけれども、危険性を指摘する専門家もいらっしゃるわけです。

そういう中で、やはりご自身が家庭の中あるいは自分が使っているものの中でどのぐらいの数値があるのかということ把握するということは、非常に自己防衛のためにも大事だと思うんですね。そういう意味から、予防原則というその観点から、ぜひ検討していただきたいんですが、因果関係がはっきりしていないからこれは関わることはできないというのは、それはあまりにも、ちょっと、手後れになる可能性があるんで、可能性について、少しでも言われていることについては、そういう要望にも応えるというふうにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○原田千代田保健所長 そういったことを科学的に、まあ、言ってみれば疑われているということであれば、例えば水俣病でありますとか、そういった歴史的に早めに動くということもあり得ると思いますが、今、科学的に可能性があるという動きも、実は私どもは把握しておりません。

で、さらに、携帯電話、そういったことについては、私どもも極端な使い方というのはよくないというふうに思っております。ですので、個人レベルでのそういった使用については、ぜひ、適正な使い方というのを各ご家庭でお考えいただければありがたいと思い

ます。

さらに、測定を積極的にするという事は、行政が行うというのは、そのリスクがあると、逆に言うと認めることになりますので、それが認められていないことについて、簡単に動くわけにはいかないというふうに考えております。

○飯島委員 なるほど。（発言する者あり）

○池田分科会長 はい。（発言する者あり）

○飯島委員 姿勢が分かったからいいです。はい。

○池田分科会長 ほかにございますか。

○長谷川委員 6番、動物との共生推進ですね。

○池田分科会長 6番。

○長谷川委員 はい。の、（3）動物の愛護・管理のところですか。事務事業概要の286ページに、苦情についての表があるんですけども、猫について件数44件で——あれっ、総数が44件。その他のところが44件になっているんですけども。この、何か、大体どんなことなのかというのが、分かったら教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○山崎地域保健課長 こちらに書いてあるような、以前は悪臭だとか、鳴き声がうるさくてですとか、ふん尿の苦情とかが非常に多かったんですけど、最近では、猫、子猫がその公園の茂みにいるよとか、まあ、鳴いていてかわいそうだよとか、そういった、ちょっと、苦情、相談の中でもちょっと軽めなものに移行してきております。そういったような内容だというふうに聞いております。

○長谷川委員 はい。その相談について、分かりました。ありがとうございます。

それで、犬のほうは登録されているので、飼っている状況とか把握できているかと思うんですけども、猫のほうは、なかなかそこは、どこのおうちで何頭、何匹飼っているかというのは難しいかと思うんですけども、今、いろいろ問題になっていたりする多頭飼いであったりとか、ご高齢者のみの世帯で飼っているペットの、その、何でしょうね、お体の具合が悪くなったときに、その後どういうふうにペットの、どなたかに託すとか、譲渡の仕方とかですかね。そういうところについて、どのようにお考えでしょうか。

○山崎地域保健課長 多頭飼育の課題というのは、確かにございます。本当に、3年ぐらい前ですかね、10匹以上飼っていらっしゃるようなところで、急に飼えなくなって、入院だったり亡くなったりとかということで、いきなり発生してしまったというような事態もあります。

そういったことを受けてですが、事前に、自分の飼っている猫を今後どうしていくのか、今飼いきれないような状態であれば譲渡に回していくとか、そういったアナウンスというのは、高齢者の福祉の部分と連携しながらやっていくというところですか。

また、実際にそういったことがあったことが過去にもありますので、飼育困難な猫の一時預かりというところで、一定額の予算のほうは組んでおります。そういった今状況ですけども、今後も、実際に起こる可能性、非常に高いですからね、多頭飼育崩壊は。その部分に関しては、本当に東京都とも連携してやっていかなきゃいけないとも考えております。これは、区内のボランティアの方、区民の方、いろいろな方と相談しながら、考えていかなきゃいけないところでございます。

○長谷川委員 千代田区では、そういうボランティアの方とかが積極的に力を入れて活動してくださっていて、譲渡会もされていると思いますが。そういうところではボランティアさんたちには感謝しておりますけれども、区としては、やはりどのように飼育するのかについて、やっぱり指導を行っていかなくちゃいけないのかなと思うので、例えば、本当に――先ほど申し上げましたとおり、ご高齢の方のみの世帯の飼育についてとか多頭飼いの注意とか、積極的に周知を、今後、していただければなと思います。よろしくをお願いします。

○山崎地域保健課長 やはり起こってからではかなり厳しい状況というのは我々も知っておりますので、なるべく事前に、そうなる前に、自分で飼える範囲とかということも把握していただいて、その後、自分が飼い切れなくなったらどうしたらいいかということも考えていただく。そういったことを周知をしっかりとしていきたいと、これからもしていきたいと思っております。

○長谷川委員 はい。お願いします。

○池田分科会長 はい。

○岩佐委員 関連。

○池田分科会長 関連で。岩佐委員。

○岩佐委員 同じく動物との共生のところで、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術のところで、令和2年度から、病気とか、けがとかに対しての治療費も出してあげるということで、これは、基本的に飼い主がいない路上の猫がけがをしていたら保護をして、入院させて、治療をしてあげるという理解でよろしいですか。

○山崎地域保健課長 これは、区民の方ですとかボランティアの方が、その飼い主のいない猫を保護したときに、そこの治療費がかなり負担になるということから、助成という形で昨年度から組んで、補助という形でやっているような事業でございます。

○岩佐委員 大変、猫、かわいいですし、私も猫派なんですけど、ちょっとあえて言うならば、路上で生活している猫である以上、けがとか病気というリスクは、もちろん分かった上で、あえて去勢をした上で路上に返しているわけですよね。で、その後また、けがとか病気をしたときには保護をするというので、どこでちょっと線を引かなきゃいけないのかと。それは猫だけなのか。じゃあ、何で鳥は、けがしていても治療してあげないのという話になるんだって、来ると思うんです。どこがこれはしっかりと線を引く話だとは思ってまして、もちろん保護してくださる方がいて、じゃあ、猫以外の動物を保護された方は、それは保護されるのか、その対象となるのかという意味では、やはり、どこかで指針というか考え方を整理する必要があると思うんですけれども。

もし、例えば、千代田の木は桜で、千代田の動物は猫みたいな、（発言する者あり）そういう一定の考え方があれば、また、いいと思うんですね。ちょっとその辺をどういうふうに整理をされているんでしょうか。

○山崎地域保健課長 まず、今、我々の考えとしては、できるだけ飼い主のいない猫を減らす。で、それが今、結果として殺処分ゼロとかというふうに言われているというような状況でございます。

それで、去勢をします、不妊手術をします、捕まえてきてですね。で、基本的にはそういった考え方から、譲渡のほうに移行しております。で、その中で、けがとか何か、病気

とかというところについて治して、治療してあげて、それで譲渡にというふうな流れの中で、費用がかかってしまうというところですね。

あと、また、もう一点は、やはり苦情が多い。非常に、けがをしているとか、弱っているとかというところで、そういった苦情に対して、なかなか今までは応えられなかったというところで、今回、このようなけが・病気の治療費というところの補助ということを始めたといいところですね。

おっしゃるとおり、なぜ、猫が、鳥だったりね、もっと言えば、ほかにも動物はいっぱいいるけどというところではあります、今のところ、区民からの要望というんですかね、そういったところに今応えているような状況なのかなというところですね。本当に、どこか、やはり線は引かなきゃいけないですし、全部、死ぬまで区が面倒を見るのかという、それもちょっと違うというふうに思ってもおります。引き続きちょっと、その部分については、区民さんですとかボランティアさんとか、そういったところの方も積極的に動かれている方もいらっしゃるんで、そういった方たちと、ちょっと、連携しながら、決めていかなきゃいけないというところがございます。

あと、やはり、出口というところを考えていかなきゃいけないというところでは、今の、どれぐらい、飼い主のいない猫がいるのかという、そういった調査とかというの、昨年度は、すみません、コロナの関係でなかなか動き回れなくてできなかったんですけど、その前の年に行っておりまして、また今年もやる予定でいます。で、徐々に少なく、実際に目視でやりますんで、少なくなっていれば今後縮小ということも言えてくるのかなというところもありますので、まず、そういった調査等々をしながら進めていきたいと思っております。

○岩佐委員 もうこれは結構前からやっている事業で、あ、けがじゃなくて去勢手術は。年々減っていくかと思えば、この予算はどんどん増えていくんですよね。つまり、猫は減っていないわけですよ。もしかしたら捨てている人がいるのかもしれないんですけども、減ってなくて、事業としては、終わりはない事業ではあるんですけども。今、出口だというお答えをおっしゃったんですけど、要望があるから治すよ、そういうことではなくて、例えば、じゃあこの治した猫は、ちゃんと必ず譲渡につなげるですとか、もう絶対路上には戻さないとか、一定のやっぱり要件をつけて、しっかりとやっていかないと、それはやっぱり動物愛護の気持ちというのは、いろんな方がいろんな考えがあるので、そういう要望を全部にこたえていくのはどこかで無理が出てくる。税金である以上、そこはやはり、バランスを取らなければならないときが来ると思うんですね。そのときに向けてのしっかりとした要件の整備を、ぜひお願いしたいと思います。

私も、ちゃんとその保護猫は、もらっているんですけどね。3匹、ちゃんと飼っているんですけども。それでもやはり、言い訳しながらでも言わせていただきたいのは、やはり要望ベースだけで全部この猫を保護していくというところには、やはり、ちょっと、もうちょっと厳格な要件をしっかりとつけてくださいということです。

すみません。以上です。

○山崎地域保健課長 現在、その予算が確かに上がって、去年上げております。それは、東京都のほうで支援事業という形で、時限的に3年間で補助がつくといいところに合わせたところでもあります。あとは、これまで20年前から、清掃事務所のほうから、猫の

死体の処理件数とか、ずっと継続的に数えておりまして、それで見ると、20年前に比べて10分の1、もっと今は少なくなっているような状況です。ただ、おっしゃるとおり、猫を捨てられる方もいらっしゃるということで言うと、ゼロにはならないなど。

何はともあれ、そういったところで実際の数というのを数えていかなきゃいけないというのと、あと、もう全ての猫を不妊・去勢手術をやったら、全部譲渡に行けるかというのと、やっぱり猫の性格的に無理な猫もいるんで、そういった猫は、当然、また環境に返すということをしざるを得ないという状況です。

あと、岩佐委員おっしゃるとおり、どこか線引きになるようなことは、なるべく早急に決めていきたいなというふうには、我々も考えております。

○池田分科会長 はい。

ほか、ございますか。

○飯島委員 3環境衛生の(2)建築物の衛生指導ですが、これ、前回も取り上げたことがあるんですが、事務事業概要では237ページから238に続きます。

延床面積が3,000平米から1万平米までの585が、千代田区の所管だというふうに書いてあります。その中で、立入検査が実施ができたというのが、総数3ということなんですが、これは3か所にしか入れなかったということですよ。

○市川生活衛生課長 はい。そのとおりでございます。

○飯島委員 で、その立入検査の結果、3か所に入って、不適施設というのが、その状況が幾つかあるわけですね。で、3か所入って、適当でなかったということがこれだけあるということは、これが総数585というのは、毎年できるわけではないけれども、もっとこれが100になれば、かなりの数が不適というふうに上げられてしまうということはあると思うんですね。これがなかなか数に追いついていかないというのは、人的な部分があると思うんです。

で、今、コロナの問題、新型コロナウイルスの問題でも、空気の環境とか、換気とか、そういうものは非常に重要だというふうに言われています。そういうところで、もっとこれを区としても強化する。つまりは、人員の配置もマンパワーが必要だと思うんですけれども、これは前進というか、その方向にはあるんでしょうか。

○市川生活衛生課長 確かに、新型コロナウイルスの感染予防対策には、換気というのは非常に重要です。特に、こういったビルの中の衛生環境というのは、ビル自体が非常に複雑な構造物でございますので、ここの同じく事務事業概要の238ページの下段にも、立入検査時の結果というのを一覽で載せておりますが、様々な、どこかしのビルを検査すれば、必ずどこかしら問題が1か所ぐらいい出てくるというのが、実情ではございます。特に、東京都が管轄しております1万平米を超えるビルについては、しっかりとした管理がなされているところが多いんですが、区で管理しています3,000平米から1万平米の間のビルについては、なかなか、管理体制が十分でないところがありまして、一度立ち入ると、このように複数の箇所の問題点が出てくるというのが実態ではございます。

それで、昨年度につきましては、新型コロナウイルスの関係でもって、立入りが前半にはほとんどできなかったというようなところと、あと人力的な問題がありましたが、今年度につきましては、監視員の人数自体は変わっていないんですけれども、ちょっと事業を行う人の人数配分や何かを見直しを行いまして、なるべく、最低でも週1日1回は施設の

検査をできるように、一応、立入検査を行っているところでございます。

○飯島委員 これは資格を持った方が、やっぱり対応されているわけですね。あ、じゃあ。

○市川生活衛生課長 ビル監視員につきましては、環境衛生監視員の資格を持っている者が回っているのと、あと、ビル管理技術者の資格も併せ持っている職員がおりますので、その職員は必ずその中には入りまして、大体3名でもってビルの検査を行っております。

○飯島委員 人数変わりにない中でやりくりして、何とか体制を強化していきたいというふうに受け取れましたけれども、やはり保健所全体としても、今、なかなか大変な状況の中なので、ぜひ、人を増やすという、人数を増やすというそういう方向で、来年度は、いっていただきたいというふうに思います。

○池田分科会長 どうでしょう。

○飯島委員 はい。

○市川生活衛生課長 人数につきましては、ちょっとなかなか、いろいろな事情、例えば、職員の途中退職ですとか、あるいは産休・育休やなんかも今非常に増えておりまして、なかなか一定数の職員を確保するのはちょっと難しい状況ではあるんですけども、ビル検査に関しては、特に新型コロナウイルスの予防対策と直結する部分ではありますので、検査体制については、可能な限り、多くのビルについて検査ができるように、今年度は進めてまいりたいと考えております。

○飯島委員 はい。いいです。

○池田分科会長 はい。

どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 4番の食品衛生のところの1番の許可とかのところになるんでしょうか。保健所からのステッカーを発行しましたよね。新しい日常のですかね、あの、店舗に貼り出す。あれを貼っていただいているところへの継続的な店舗の見回り とかは、どのようになっているのでしょうか。昨年度の様子から、今年度のところの様子を伺えたらと思います。いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 新型コロナウイルス予防対策を講じている施設に対する認証制度——新しい日常店というふうに言っておりますが——につきましては、昨年8月に発足した段階は、食品衛生と環境衛生と合同でもって検査を行っていたんですが、今年度からは環境衛生のほうが、環境衛生監視員が中心になって、検査やなんかを行っております。

で、立入状況なんですけど、昨年度は、検査回数としましては、全部で、103の認証施設に対して、274回の検査を行っております。検査につきましては、C1 a s s IとC1 a s s IIに分けておりますが、まずC1 a s s Iにつきましては、認証を終えた後、3か月後と6か月後に立入調査を1回やっております。

それからあと、C1 a s s IIにつきましては、認証の申請があった際の検査、それからあと、3か月後と6か月後の検査を行っております。で、今現在は、1年間を経過しておりますので、更新の手続を——えっ、違う。（発言する者あり）あ、すみません。

○池田分科会長 休憩します。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開



○池田分科会長 分科会、再開いたします。

○市川生活衛生課長 失礼しました。

○池田分科会長 生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 先ほど、ちょっと検査の回数と認証数を申し上げましたが、ちょっと間違えて、令和3年度の数字を申し上げてしまいました。令和2年度は、認証数が253施設で、検査回数が484回になります。

それで、あと、話をちょっとしますと、今年度、認証については1年間の認証としておりまして、現在は1年経過したところについて、順次更新の手続きを取っていただいているところです。で、1回更新をしたところにつきましては、更新のときに検査を行うということにしております、その後の、一応検査はしない予定で、そういう計画でもって監視はしております。

あとは、何かトピックがあったりとか相談やなんかがあった際は、順次適宜巡回をして、指導というかアドバイスを行っているところでございます。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、今、これで更新したりとかということになるのかと思うんですけども、環境衛生の方が回っているということは、こう、何ということですか、パーティションじゃなくて、何ていうんですか、つい立てになっているやつ——あ、つい立てとか、こういう、アクリル板ですか。とか、ビニールみたいなのをこう、下げたりとかする、いろんな工夫とか。あと、空気の状況を測ったりとかと、いろいろやっぺらっしゅると思うんですけど、あわせて店舗を回るタイミングで、そういう衛生的なこと、拭き取り検査とかそういうのまでやってくるとかということではないですか。

○市川生活衛生課長 基本的には、新しい日常店の審査項目に関わる部分。新型コロナウイルス対策がきちんとできているかどうかということを中心に見ておりますので、実際に施設に行った際には、気流、きちんと、先ほど長谷川委員がおっしゃったように、パーティションや何かできちんとできているかどうかとか、あるいは気流がきちんと、正しく換気できているかどうかという検査と、あと、換気ができている目安として二酸化炭素濃度を測定しております、現在、認証施設の全施設には、二酸化炭素濃度を計測できる機器を無料で1個配付しておりますので、その設置をどういうふうにして設置してみればいいのかということをおアドバイスをしております。

で、それ以外の項目につきましては、その場で、例えば何か食品衛生に関わるちょっと問題や何かがあった場合、その場で注意を、できるものとできないものとかもありますので、あまりにもちょっと問題になりそうなものがあった場合には、それは別途、食品衛生のほうに情報をつないで、そちらで別途指導をするというような体制で行っております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。これで緊急事態宣言が解除された場合には、また、今お休みしているところも、またお店の再開とかいろいろあるかと思っておりますので、引き続き、監視、指導のほうを丁寧に行っていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○市川生活衛生課長 そうですね。これからまた、緊急事態宣言が解除されれば、飲食店や何かの活動も再開されてきますので、新型コロナウイルス対策に限らず、例えば、場合

によっては食中毒ですとか、そういったことも新たに発生してくる可能性があるというふうに考えております。ですから、引き続き、監視体制については、衛生上の問題が起こらないように、努力をしていきたいと思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、目の3、生活衛生費を終わります。

以上で、項の4、健康衛生費の調査を終了いたします。

ここで、理事者の交代がありますので、休憩をいたします。

午後2時40分休憩

午後2時46分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

もう一度、ちょっと、答弁訂正がありますので、頂きたいと思っております。

健康推進課長、お願いいたします。

○松本健康推進課長 今回の午後の一番最初に説明しました訂正箇所なんですけども、再度、もうご指摘がありまして、この187ページなんですけども、この187ページの記載どおりで、特に問題ありませんでした。すみません。再度の訂正になりますけども、このままでいいということです。申し訳ありませんでした。

はい。失礼します。

○池田分科会長 はい。分かりますか。がん検診の年齢基準というところで、表記の仕方が、これ、ちょっと、（発言する者あり）見づらいところがあるのかもしれないので、もし次回のこういう形の決算書表記の仕方について、少し工夫をしたほうがいいのかなどという、意見としてはあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、今度は款の9に入ります。諸支出金の調査に入ります。決算参考書254ページから257ページです。

項の1、他会計繰出金について、執行機関から説明ありますか。

○櫻片保険年金課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、項の1、他会計繰出金を終了いたします。

続いて、項の2、財産積立金について、執行機関から説明はありますか。

○櫻片保険年金課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、項の2、財産積立金を終了いたします。

以上で、款の9、諸支出金を終了し、一般会計歳出の調査を終了いたします。

続いて、一般会計の歳入に入ります。歳入は一括でご審議いただきたいと思っておりますが、

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 決算参考書の48ページから131ページの範囲で、歳入の審査に入ります。

執行機関から説明はありますか。

○佐藤福祉総務課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 以上で、一般会計の歳入を終了いたします。

続いて、国民健康保険事業会計の調査に入ります。歳出について、一括でご審議したいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 決算参考書の294ページから311ページです。

執行機関から説明はありますか。

○櫻片保険年金課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で、国民健康保険事業会計の歳出を終了いたします。

続いて、国民健康保険事業会計の歳入です。決算参考書272ページから291ページです。

執行機関から説明はありますか。

○櫻片保険年金課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で、国民健康保険事業会計の歳入を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の調査に入ります。歳出について一括でご審議いただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 決算参考書の354ページから379ページです。

執行機関から説明はありますか。

○神河高齢介護課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 以上で、介護保険特別会計の歳出を終了いたします。

続いて、介護保険特別会計の歳入です。決算参考書の324ページから351ページまで。

執行機関から説明はありますか。

○神河高齢介護課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 以上で、介護保険特別会計の歳入を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の調査に入ります。歳出について一括でご審議いただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 決算参考書の406ページから415ページまで。

執行機関から説明はありますか。

○櫻片保険年金課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で、後期高齢者医療特別会計の歳出を終了いたします。

続いて、後期高齢者医療特別会計の歳入です。決算参考書の392ページから401ページまで。

執行機関から説明はありますか。

○櫻片保険年金課長 特にございません。

○池田分科会長 委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 以上で、後期高齢者医療特別会計の歳入を終了いたします。

以上で、当分科会の調査を全て終了いたしました。

総括質疑において論議することとした項目はございません。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

それでは、以上をもちまして、予算・決算特別委員会保健福祉分科会を終了いたします。2日間、お疲れさまでした。

午後2時52分閉会